

2023年4月3日

お知らせ

一般社団法人 那智勝浦観光機構

## 観光庁:「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」

### モデル観光地公募事業に那智勝浦町が選定されました！

この度那智勝浦町は、2022年8月に観光庁が公募を行った「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり モデル観光地公募事業」において「奈良南部・和歌山那智勝浦エリア」としてモデル観光地に選定されました。一般社団法人 那智勝浦観光機構(NACKT)は、事業の代表主体として公募事業の申請を行いました。(選定地域は全国11ヶ所。詳細は別紙の観光庁プレスリリースをご参照ください)

この事業は、令和5年度の観光庁の指針である「今後のインバウンドの本格的な回復を見据え、消費額増加、地方への誘客をより重視する」という観点から、訪日旅行における消費単価が高い傾向にある高付加価値旅行者の地方への誘客を促進するマスタープランの作成を目的としています。

今後、奈良南部の代表主体である奈良県ビジターズビューロー様をはじめ、和歌山県、那智勝浦町役場並びにその他連携先事業者様と県を跨いで広域に連携を図り、本事業を進めて参ります。

引き続き NACKT サポーターの皆様からの温かいご支援を頂けますと幸いです。

#### 事業概要

##### ■「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」について（観光庁 HP より抜粋）

訪日外国人旅行者は2019年に3千万人を超えていたものの、訪日外国人旅行消費額は4.8兆円(2020年目標8兆円)であり、取組の強化が必要です。

いわゆる高付加価値旅行者は、訪日外国人旅行者全体の約1%(29万人)に過ぎないものの、消費額の約11.5%(5,523億円)を占めていました。ただし、大都市圏での買物消費等が多く、地方での消費が少ないことから、地方への誘客を促進することにより、地方創生へ貢献することが期待されます。このため、昨年5月に高付加価値旅行者の地方への誘客に必要な課題や取り組みを、ウリ(高付加価値旅行者のニーズを満たす滞在価値)、ヤド、ヒト(地方への送客、ガイド、ホスピタリティ)、コネ(海外高付加価値層とのネットワーク、情報発信)+アシの5つの観点から、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりアクションプラン」として取りまとめました。

この度、本アクションプランに基づく集中的な支援を実施する「モデル観光地」を決定しました。

##### ■(一社)那智勝浦観光機構 清水理事長よりご挨拶:

紀南・熊野エリアには、世界遺産の「紀伊山地の霊場と参詣道」、はえ縄漁法による水揚げ日本有数の「紀州勝浦産生まぐろ」、豊富な泉質を誇る「温泉」と、ワールドクラスのポテンシャルを秘めた観光素材の魅力を発信し、世界中の旅行者から選ばれる観光地を目指すために「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりアクションプラン」で観光地戦略を描き、持続可能な観光地づくりを目指して当地域の観光による発展に取り組んでまいります。



■観光経済新聞(2月2日発行)より抜粋:

## ◆地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりの支援 1億円 (加えて22年度2次補正予算から約6億円)

旅行先での消費額が1人100万円を超える外国人富裕層などを誘客できる観光地づくりを支援する。22年度中にモデル観光地を10カ所程度選定し、総合的な施策を集中的に講じる。

支援内容は、体制構築や中長期のビジョン設計のためのマスタープランの策定支援（専門人材の派遣、市場調査やマーケティング戦略策定）▽ハイエンドコンテンツの造成支援（企画・プロデュース、モニターツアー・実証、広報素材作成）▽人材派遣事業（海外の専門教育機関や一流ホテルへの人材派遣、地方の宿泊施設への専門家派遣）ーなど。

観光庁はこのほど、2023年(令和5年)度の当初予算を発表した。2023年度の予算は、一般財源と国際観光旅客税(以下、旅客税)財源を合わせて前年比38%増の307億300万円となった。2022年度は1兆円規模で計上していたGo Toトラベル事業は姿を消し、代わりにインバウンドの本格的な回復に向けた施策が多く入った。  
(引き続き選考中の地域がある為、総事業費7億円の予算配分や具体的な支援内容は現時点で未定となります)

4月以降に観光庁との打ち合わせや、専門家の方々の町内視察等が予定されておりますので、サポーターの皆様ならびに町内事業者様のご協力を頂きますと幸いです！(^ ^)

---

【この件に関するお問合せ先】(一社)那智勝浦観光機構(電話番号:0735-52-6153)

担当:南條(なんじょう) [a-nanjo@nachikan.jp](mailto:a-nanjo@nachikan.jp)

※取材のお申込み及びお問合せに関しても上記担当にご連絡くださいませ。

